

回 答 書

大和市コミュニティセンター10 会館 LED 照明設備等賃貸借に係るプロポーザルについて寄せられた質問に、次のとおり回答します。

番 号	質 問 内 容	回 答
8	【質問１】 業務説明書２（１）オ 設置したリース設備の所有権は、各施設のリース期間終了時に市へ無償譲渡する。無償譲渡しないときは、事業者の負担で、設置したリース設備を撤去し、原状回復する。 →上記記載があるが、原則無償譲渡し、４（２）記載の事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合のみ撤去及び原状回復を実施することによってよろしいでしょうか。 【質問２】 業務説明書表１ 維持管理関係 第三者賠償 維持管理における第三者への損害賠償業務と記載がありますが、維持管理作業中に生じた第三者への損賠賠償との認識でよろしいでしょうか。 【質問３】 交付金について万一の場合の想定となりますが、事業者にて交付金受給した場合においても、事業者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、事業者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、事業者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が事業者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。 【質問４】 入札/契約保証金は免除頂けますでしょうか。	【質問１】 業務説明書「2.(1)オ」は「リース期間終了時」についての記載であり、一方「4.(2)」は「事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合」についての記載となります。よって、ご質問については、そのような解釈ではありませんのでご承知おきください。 【質問２】 「作業中」に限らず、「設備の維持管理における」第三者への損害賠償義務となります。作業中以外でも、設備の維持管理において、第三者に損害を与えた場合は、損害賠償業務が生じます。 【質問３】 国への補助金の返還事由が事業者の責めに帰すべき事由以外の場合は、国への返還金は本市で負担します。 【質問４】 大和市契約規則第４０条に該当する場

	【質問5】 電気主任技術者（第三種以上）が必要な件について 電気主任技術者（第三種以上）は電気事業法の技術者で高圧電気設備の保安・管理・点検に関する資格になります。 照明器具は供給電圧が低圧ですので高圧電気設備の管理維持を行うための資格者が今回の電気工事に対して具体的に何を行うかをご教示いただけますでしょうか。 なお、コミュニティセンターには高圧受電設備（キュービクル）はありますでしょうか。 もしある場合、キュービクル毎に割り当てられた技術者の方がおられるかと思えます。今回の工事では考えにくいことですが万が一キュービクルに何か問題があった場合には割り当てられた技術者の方でのみ対応が可能のため、今回第三種以上の資格を有した電気主任技術者を配置した場合でも設備に触ることはできません。 大規模で古い建築物の改修を十分な配慮のもと現場の調整や管理を行い、総合的な立場で判断できる方が必要ということですと 電気事業法の技術者の「電気主任技術者」ではなく、建設業法の技術者である「主任技術者」や「監理技術者」（電気工事の監理を行う技術者）を配置することが、貴市のお考えにあうと存じますがいかがでしょうか。	合、免除となります。 【質問5】 コミュニティセンター草柳会館は、高圧受電設備（キュービクル）が設置されています。 業務については、すでにご回答のとおり、総合的な立場で判断できる方が必要と考えているためです。会館ごとに対応を変えるなどは、ご提案ください。 「主任技術者」や「監理技術者」については、必要に応じてご提案ください。 （令和7年5月16日回答）
7	【質問1】 バイパス工法+ランプ交換での LED 更新箇所について、安定器の取り外しは不要でよろしいでしょうか。 【質問2】 1_材料（LED 機器）検査は実施予定でしょうか 行う場合、どのタイミングでどこでどの様に行うか方	【質問1】 安定器の取り外しを必ずしも求めてはいませんが、実施要領及び業務説明書に記載されている内容を満たす技術提案をお願いいたします。 【質問2】 1_材料（LED 機器）検査は行いませんが、業務説明書「4. 責任分担の基本事項」に

針があればお示しいただけますでしょうか。 2_完了検査の対応についてご指示願います。 【質問3】 1_大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱（交付の申請）第3条 3 申請者は、別表第1、6の項に掲げる補助事業に係る設備を設置する前であって、別に定める日までに大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（高効率照明機器用）及び別に定める添付書類を市長に提出」とありますが、添付資料は6号-1のみの認識でよろしいでしょうか。 2_また、実績報告時の添付資料の内容についてご教示ください。 3_併せて補助金交付申請書（高効率照明機器用）を開示いただけませんか。(HP リンクでも構いません) 【質問4】 協定書案・契約書案の開示は可能でしょうか。	記載のリスクが生じた場合、事業者負担になることもご理解いただき、適切な材料をご使用ください。 2_業務説明書「2.(3)キ」に記載のとおり「設置作業の完了後、設備について市の検査を受け」ていただきます。実施場所については、設置作業の完了に合わせて指定させていただきます。 【質問3】 1_6号1は、本プロポーザルのために作成していただくもので、補助金交付申請の際の添付資料ではありません。補助金交付申請書の添付資料は次のとおりです。 (1)補助対象事業に係る機器の一覧 (2)補助対象事業に係る事業費の内訳 (3)事業費に関する見積書 (4)設置する機器に関する資料 (5)その他市長が必要と認める書類 2_実績報告書の添付資料は次のとおりです。 (1)補助対象事業に係る機器の一覧（実績） (2)補助対象事業に係る事業費の内訳（実績） (3)工事図面 (4)施工前、施工中、施工完了時の写真 3_補助金交付申請書（高効率照明機器用）は、次のとおりです。  LED_sinsei.pdf 【質問4】 実施要領「14. 契約締結に向けた交渉」において、適切なタイミングで開示し
---	---

【質問５】 貴市が環境省に対する交付金申請に係る業務のうち事業者が行わなければならない業務はありますでしょうか。対応が必要な業務や提出資料などがあれば詳細内容を具体的にご教示ください。 【質問６】 大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の申請が９月末予定ですが、交付決定後の着工となりますでしょうか。その場合は交付決定までにどのくらい期間が必要かご教示ください。 【質問７】 工事に際し施設内の什器等の移動や復旧に対する対応は別途協議ということでしょうか。基本的に養生を行っての作業実施など、方針があればご教示ください。 【質問８】 業務説明書 ４. 責任分担の基本事項(1)に「損害保険や賠償責任保険等に参加し、市へ写しを提出」について、動産保険や施工会社が加入する請負業者賠償責任保険を想定しておりますが、ほかに必要とお考えの賠償保険はありますでしょうか。 【質問９】 1_既存照明器具（安定器）には PCB の含有はございませんでしょうか。 2_PCB 含有が認められる場合は、敷地内に保管場所を	ます。 【質問５】 環境省に対する交付金申請には本市で行います。事業者が行わなければならない業務はありません。 【質問６】 着工は交付決定後となります。申請から交付決定までは、１０日から２週間ほどを見込んでいます。 【質問７】 移動や復旧については、実施要領「14. 契約締結に向けた交渉」において、別途協議いたします。 養生等について、建物・設置物等の破損・汚損などが生じない方法をご検討ください。 【質問８】 業務説明書「4. 責任分担の基本事項」(1)に「事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。」および「市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。」と記載してあるとおり、予測されるリスクをご検討いただき、ご対応・ご提案いただきますようお願いいたします。 【質問９】 1_既存照明器具（安定器）の PCB 含有調査は行っていません。既存資料でご判断いただくか、調査等の必要があれば
---	---

	ご提示いただき、その場所までの移動が事業者の対応範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご提案ください。 2_PCB 廃棄物については、廃棄物処理法に基づく適正な保管、収集・運搬が必要です。業務説明書「2.(3)カ」に記載のとおり、廃棄処分も事業者が行っていただきます。保管場所は、実施要領「14. 契約締結に向けた交渉」において、別途協議いたします。なお、必ずしも敷地内に確保できることをお約束するものではありません。 (令和7年5月16日回答)
6	【質問1】 1. 質問回答にて、下記記載がありますが、照明交換の考え方として、基本的にはバイパス工法にて LED ランプへの交換を行い、非常灯等バイパス工法不可の場合やその他理由がある場合はは器具交換も可能という考え方でしょうか。それともバイパス工法+ランプ交換か、照明器具を交換する方法かは事業者側で最適を検討しご提案を行うという考え方でしょうか。 「2.業務内容(1) 概要「ウ LED 照明への 更新は、(バイパス工法)(照明器具を交換する方法)で行う。」と記載のとおり、 バイパス工法で行うものとします。」 2. バイパス工法を優先する場合、LED の球交換や内部を改造して直管型 LED ランプを付けることは補助金の対象外になりませんかでしょうか。 【質問2】 業務説明書 2. 業務内容 (1) 概要 オ アスベストについては、成形板と同レベルの低レベルの含有 とありますがレベル3 の認識でよろしいでしょうか。また、アスベスト調査報告書の開示は可能でしょうか。	【質問1】 1. 原則、バイパス工法にて LED ランプへの交換を行い、非常灯等バイパス工法不可の場合やその他理由がある場合は、器具交換を可能とします。 2. LED の玉交換や内部を改造して直管型 LED ランプを付けることは補助金の対象になります。また、国の定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の実施要領を確認してください。 【質問2】 レベル3 の認識で結構です。 アスベスト調査報告書はありません。 (令和7年4月30日回答)
5	■提出書類様式 (Excel ファイル: 146.8KB)について ①リース料(補助金控除前)と②補助対象事業費の欄	■提出書類様式 (Excel ファイル: 146.8KB)について

	がありますが、②の補助金対象事業費は具体的には今回改修の何が補助金対象、対象外かご教示お願い致します。 (例) 補助金対象：LED 照明へ改修する材料費、労務費など 補助金対象外：既存の配線及び配線器具、天井や壁面の補修費、電力会社への申請手数料	国の定める「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の 実施要領「別表第 1」を確認してください。 (令和 7 年 4 月 2 4 日回答)
4	【質問 1】 電気主任技術者には電気工作物の安全確保のため、電気工作物の取り扱い作業、維持、運用に関する保安の監督を行うことを想定しているとのことですが、今回指定の第三種以上（電験 3 種）はほとんどの高压以上の設備を保安監督ができる資格となります。LED 工事で電験 3 種を求められることはほとんどないかと思いますが本件で第三種以上が必要な理由を教えてくださいませんか。 【質問 2】 2. 業務内容 (1) 概要 ウ LED 照明への更新は、(バイパス工法) (照明器具を交換する手法) で行う。について、バイパス工法の場合の直管 LED ランプは、(5) 設備仕様 ア で指定された「電気用品安全法に適合した規格の機器」でないと思われます。電気用品安全法に適合した規格の機器を選定する＝バイパス工事ではなく照明器具を交換する手法で工事を行う、の理解でよろしいでしょうか。 【質問 3】 照明器具の交換対象について 各施設における屋内の照明器具につきましては、非常灯や誘導灯もございいますが非常灯は交換対象。誘導灯は交換対象外。という認識で宜しいでしょうか。 また、各施設における屋外の照明器具につきましては、施設の外壁等に取り付けされている照明器具や敷地内にて外灯ポール等もあるかと思えます。これらにつきましてはどこまでが交換対象であるのかご教示頂けますでしょうか。	【質問 1】 大規模で古い建築物の改修であるため十分な配慮が必要と考えており、そのような中で現場の調整や管理を行い、総合的な立場で判断できる方が必要と考えているためです。 【質問 2】 2. 業務内容 (1) 概要「ウ LED 照明への更新は、(バイパス工法) (照明器具を交換する方法) で行う。」と記載のとおり、バイパス工法で行うものとします。 なお、(5) 設備仕様「ア 電気用品安全法に適合した規格の機器であること。」の部分を削除し、業務説明書を変更しました。 【質問 3】 屋内の照明器具については、非常灯は交換対象、誘導灯は交換対象外となります。 屋外の照明器具については、敷地内に設置されている照明器具は全て交換対象となります。 (令和 7 年 4 月 2 3 日回答)
3	<質問事項①> 照明器具の選定について	<質問事項①> 照明器具の選定について

業務説明書に記載されている、※抜粋①の交付金を使用するとなると、 導入する LED は※抜粋②の要件を満たす必要があり調光機能を有する照明器具の選定が必要ですが、対象施設 10 会館ともに地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設のため、今回は調光機能を有する照明器具の選定は不要の認識で合いますでしょうか。 ※抜粋① 2. 業務内容 (1) 概要 ア 本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」に「重点対策加速化事業」の交付対象事業として定める「高効率照明機器」に関する交付要件に基づき交付される交付金(以下、「交付金」という。)を活用して実施する。 ※抜粋② 【高効率照明機器：c 及び d を満たすこと】 c 調光制御機能を有する LED に限る。(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない) d 以下の固有エネルギー消費効率 (lm/W) の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 光源色が温白色・電球色：50 以上 <質問事項②>照明器具のアース接続について 改修する照明器具にアース接続は必要でしょうか。既存器具にアース接続がない場合はそれに合わせてもよろしいでしょうか。 <質問事項⑤>LED 資材の納品先について LED 資材は現地（各コミュニティセンター）納品可能でしょうか。 また、資材を置くスペースは確保可能でしょうか。 <質問事項⑥>廃棄物について 現地（各コミュニティセンター）に廃棄物を置いて	て そのとおりです。 <質問事項②>照明器具のアース接続について 既設器具の状況（アース線の有無）によりアース接続の判断をしてください。 また、関連法規（電気設備の技術基準の解釈）をご確認ください。 <質問事項⑤>LED 資材の納品先について 現地納品は不可とします。 資材を置くスペースはありません。 <質問事項⑥>廃棄物について 廃棄物を置くスペースはありません。
---	---

	おくスペースはありますでしょうか。産廃回収日まで現地保管可能でしょうか。 また、産廃回収車の駐車スペースはありますでしょうか。	産業廃棄物回収日まで現地保管は不可とします。 産廃回収車の駐車スペースはありません。 (令和7年4月22日回答)
2	■プロポーザル実施要領 7. 資格要件(12) 「本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。① 電気主任技術者(第三種以上・アスベスト対策有資格者)」と記載がありますが、電気主任技術者についてはどのような役割を想定しておりますでしょうか。 また、アスベスト対策有資格者は複数の資格があるかと存じます。どの資格が必要となりますでしょうか。 ■業務説明書 (3) 設置作業 「イ 作業は、原則、大和市コミュニティセンターの休館日である月曜日に行なうものとする。」と記載がございますが、作業可能時間帯(深夜等)をご教示頂けますでしょうか。また、現場調査も可と認識しておりますが休館日(月)も調査可能でしょうか。時間帯及び日程の指定はありますでしょうか。	■プロポーザル実施要領 7. 資格要件(12) 電気主任技術者には電気工作物の安全確保のため、電気工作物の取り扱い作業、維持、運用に関する保安の監督を行うことを想定しています。 実施要領 11 (1) ②11「アスベストの含有があるという前提」となっていることから、業務説明書 3 (1) エに記載のとおり、「関係法令等を遵守」に基づき、大気汚染防止法に定められた石綿含有建材調査者(一般または特定)、石綿作業主任者の資格が必要となります。 ■業務説明書 (3) 設置作業 作業可能時間は、原則、8 時 30 分から 17 時 15 分となります。この時間以外の作業については、市と協議の上、調整を行うものとします。 提案書提出前の現場調査は、休館日である月曜日でも可能です。現場調査を希望する場合は、日時を事前に市に報告の上、調整を行うものとします。 なお、月曜日以外の開館日に現場調査を行う場合は、会館利用者等の施設利用に影響のない範囲で実施いただきます。 (令和7年4月16日回答)

1	【プロポーザル実施要領】 ■7. 資格要件について リース会社と工事元請会社での共同提案をする場合、工事元請会社の委託会社等は構成員に含まれないという認識でよろしいでしょうか。 ※別紙①：「複数企業の共同提案について（資格要件に関する構成員の定義）」をご参照ください。 【業務説明書】 ■2. 業務内容（1）概要について 「ウ LED 照明への更新は、（バイパス工法）（照明器具を交換する手法）で行う。」と記載がありますが、2. 業務内容(5) 設備仕様においては「ウ 既存の機器を改造して使用しないこと。」と記載がございます。これらを整理するとバイパス工法は不可ということになるかと思いますが、どのような認識をすればよろしいでしょうか。 ■2. 業務内容（3）設置作業について 「エ 非常用照明器具の交換を行う場合は、所轄の官公庁との協議及び届出手続を行う。また、この場合、非常用照明器具の蓄電池についても、原則、保守・維持管理の対象とする。」と記載がありますが、誘導灯のことを指されている認識でよろしいでしょうか。 ■2. 業務内容（5）設備仕様について 「オ 導入する LED 照明設備は、以下の固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値を満たすこと。①光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 ②光源色が温白色・電球色：50 以上」と記載がありますが、光源色については既存の照明と合わせる形でよろしいでしょうか。	【プロポーザル実施要領】 ■7. 資格要件について そのとおりです。 【業務説明書】 ■2. 業務内容（1）概要について （1）概要「ウ LED 照明への更新は、（バイパス工法）（照明器具を交換する方法）で行う。」と記載のとおり、バイパス工法で行うものとします。 なお、（5）設備仕様「ウ 既存の機器を改造して使用しないこと。」の部分を削除し、業務説明書を変更しました。 ■2. 業務内容（3）設置作業について 誘導灯ではなく、非常時に点灯する照明器具（非常灯）のことを指しています。 なお、（3）設置作業「エ 所轄の官公庁との協議及び届出手続きを行う。」の部分を削除し、業務説明書を変更しました。 ■2. 業務内容（5）設備仕様について 原則、光源色は既存の照明と合わせることとします。 （令和7年4月16日回答）
---	--	--